

最高裁は憲法を尊重して歴史に恥じない公正な判断をせよ

最高裁判所第2小法廷 様

2010年12月21日、大阪高裁は、「靖国合祀イヤです訴訟」控訴審において、靖国合祀取り消しを求める遺族らの訴えを、大阪地裁に続いてまたしても踏みにじった。

判決は、靖国合祀に国が積極的に関わった、あるいは、むしろ国が合祀者を決定し、合祀を積極的に進めたという事実に対して、これを「合祀という宗教行為そのものを援助、助長」(判決文)するものとして、憲法に定めた政教分離原則に違反する行為であると明白に認めた。本訴訟の原告(控訴人)ら8名の親族のみならず、200万人以上のほとんどの靖国合祀者が戦後の日本国憲法下での合祀であったことから、靖国神社と国家の癒着は明白であり、国家を後ろ盾になお生き続けている靖国神社であるということが認定されたのである。

しかし、にもかかわらず、高裁判決は、本訴訟の原告ら8名の合祀取り消しを求める権利自体を否定している。国と靖国神社は、戦没者を追悼するのではなく、ほめたたえ、戦没者を見習って後につづくものを導くという殉国精神普及活動を戦後も一貫して行なってきた。靖国自身は、それが靖国の教義なのだと述べている。原告ら8名は、身近な親族をこのような靖国神社の布教の道具として利用されることに耐えがたい屈辱を感じており、原告にとっては、合祀は、平和と人権の尊重を目指して生きようとする自己の人格の中核に対する攻撃に他ならない。

大阪高裁は、靖国の殉国精神普及活動を宗教活動として無制限に認め、それによって被害を受けている遺族らの親族に対する敬愛追慕の権利自体を一蹴している。このような不公正と没論理性を最高裁はけっして追認してはならない。

最高裁は、人権と平和のとりでとして、歴史に恥じない公正な判断をせよ。

名 前	住 所

呼びかけ：靖国合祀イヤです訴訟と共に闘う会

連絡先：大阪市中央区内淡路町 1-3-11- 402 市民共同ハウス SORA 内

FAX 06-7777-4925

締め切り 2011年8月末までに上記連絡先まで郵送下さい